R03-07　令和改訂版 加入推進パンフレット　改訂概要

一般社団法人全国農業会議所出版部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 頁数 | 項　　　目 | 改訂概要 |
| 2 | 将来の年金額（試算） | ・試算表を更新 |
| 7 | 保険料の国庫補助とは？  認定農業者の奥さんの場合 | ・「家族経営協定を破棄することで」を「家族経営協定の破棄や、経営参画条項を変更することにより」に変更 |
| 10 | 公的年金ならではの税制上の優遇措置 | ・「120万円までは全額非課税」を「110万円までは全額非課税」に変更 |
| 11 | 令和４年から農業者年金制度が改正されます | （新 規）  令和４年から農業者年金制度が改正されます  ポイント① 35歳未満で要件を満たす方は、通常加入の保険料の納付下限額が２万円から１万円に引き下げられます（令和４年１月１日以降）  ポイント② 農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります（令和４年４月１日以降）  ※昭和32年４月２日以降に生まれた方が対象  ポイント③ 農業者年金の加入可能年齢の上限が引き上げられます（令和４年５月１日以降） |

※）上記の他にも表記等の見直しを行っています。